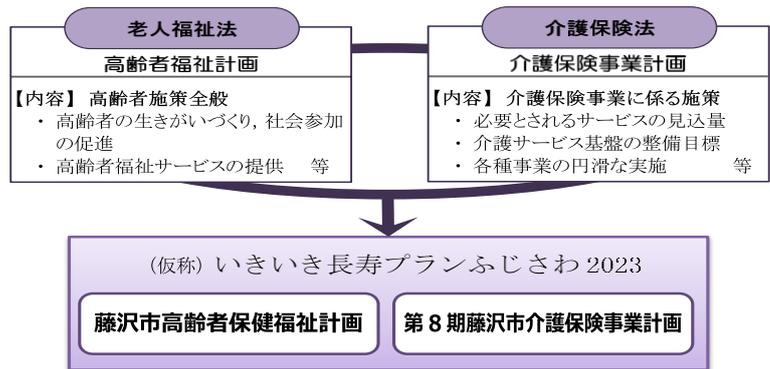


(仮称) いきいき長寿プランふじさわ 2023 ～藤沢市高齢者保健福祉計画・第8期藤沢市介護保険事業計画～ の策定について (中間報告)

1 計画策定の趣旨

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく高齢者保健福祉計画（法定用語は「老人福祉計画」）と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に策定しています。

計画の策定にあたっては、地域包括ケアシステムを推進する現計画の施策・事業を継承するとともに、2021年（令和3年）4月施行の社会福祉関連法等の改正に基づき、分野別から包括的な支援体制への移行を深化していくことで、これまでの地域包括ケアシステムをさらに推進し、地域共生社会をめざすこととしています。



2 計画の位置づけ

2019年（令和元年）6月に公布された改正社会福祉法では、地域福祉計画において、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を進めていくものとし、支援を必要とする市民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、市民や福祉関係者の役割や連携が明記されるとともに、これらを実現するための市町村の包括的な支援体制づくりを強化していくことが規定されました。

本計画では、分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの考え方や仕組みを土台として、地域における福祉の各分野に関して、共通して取り組む事項を定めた地域福祉計画との整合を図りつつ、高齢者施策における個別計画として位置づけています。

3 計画期間

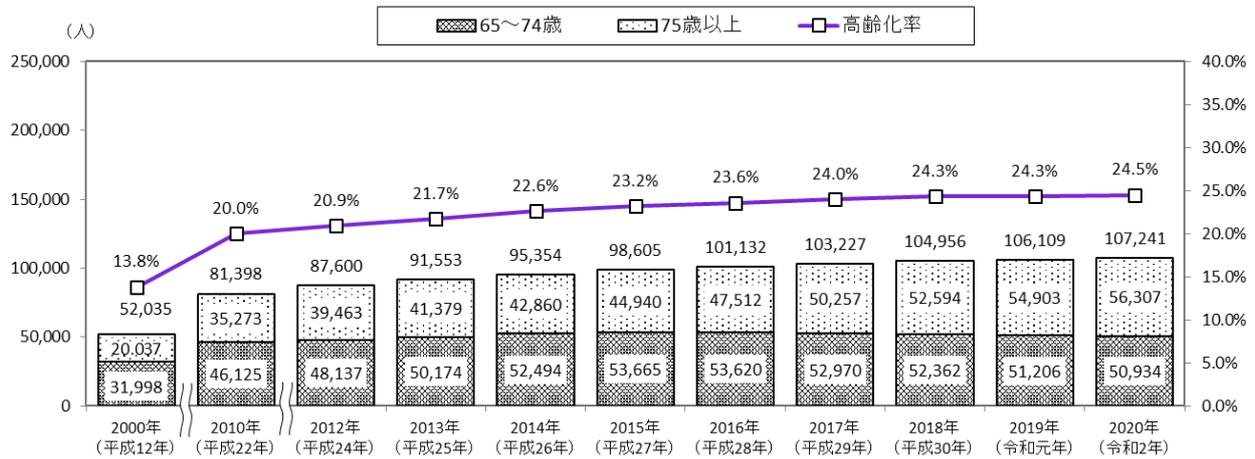
令和3年度～令和5年度（3か年）

現計画			本計画				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和22年度
いきいき長寿プランふじさわ2020 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第7期藤沢市介護保険事業計画)			(仮称) いきいき長寿プランふじさわ2023 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第8期藤沢市介護保険事業計画)			2025・2040年を見据える	

4 高齢者を取り巻く現状と課題

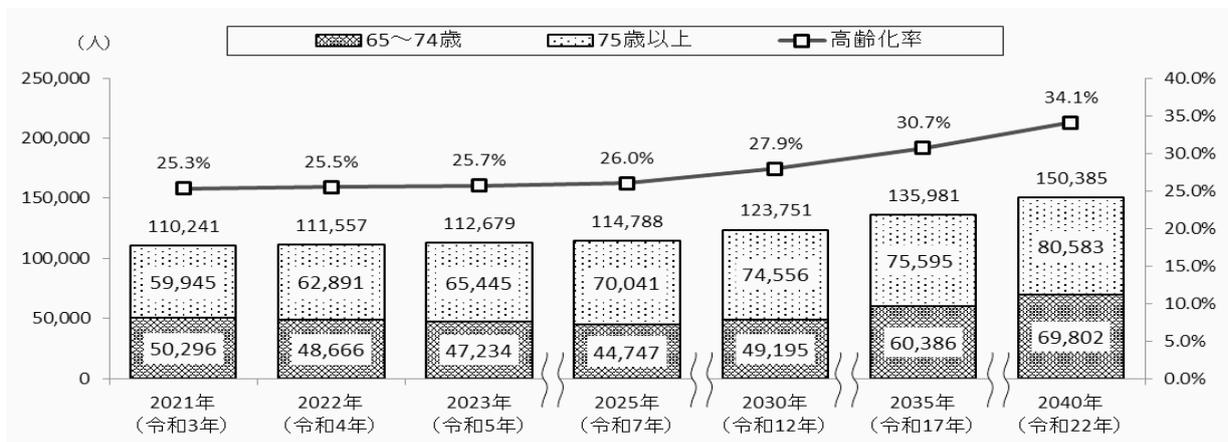
(1) 高齢化の動向と今後の見通し

住民基本台帳人口によれば、2013年（平成25年）には高齢化率が21%を超え、超高齢社会に突入し、2020年（令和2年）10月1日現在、高齢者人口107,241人、高齢化率24.5%となっています。



※ 住民基本台帳による (各年 10月1日現在)。

今後の見通しでは、高齢者人口、高齢化率ともに上昇し続け、2025年(令和7年)で高齢者人口 114,788人、高齢化率 26.0%と推計されます。また、2040年(令和22年)では、150,385人、高齢化率 34.1%と推計されます。

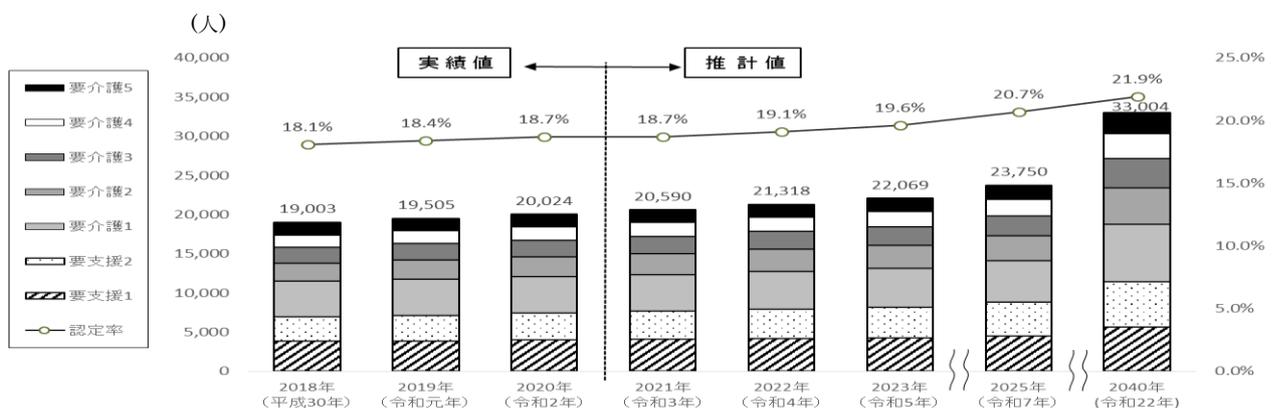


※ 平成29年藤沢市将来人口推計に基づき推計 (各年 10月1日現在)。

(2) 要介護・要支援認定者の動向と今後の見通し

介護保険事業状況報告によれば、2020年(令和2年)9月末日現在、要介護・要支援認定者数は20,024人(暫定値)となっています。

今後の見通しでは、認定者数が2025年(令和7年)には23,750人、2040年(令和22年)には33,004人まで増加する見込みです。



※ 令和2年までは、介護保険事業状況報告による (各年9月末日現在)。ただし令和2年については暫定値。令和3年以降については、推計値。

(3) 高齢者を取り巻く課題

① 高齢者の社会参加に対する期待

超高齢社会において、高齢者は「支えられる人」であるというこれまでの一般的な関係性から、意欲がある高齢者については、その社会参加を通じて高齢者の生活支援の担い手として自らが地域を「支える側」として活躍することも期待されています。

② 健康寿命の延伸に向けた取組の必要性

健康寿命の延伸に向けては、高齢者対象の介護予防とともに、若い頃からの生活習慣病予防や健康づくりへの取組も意識して継続することが大切です。

また、高齢期においては、いきいきと活動する場としての地域活動への参加や多様な就業機会の確保なども求められています。

③ 自立支援・重度化防止に向けた取組のしくみづくり

高齢者一人ひとりが、自立した生活を送ることや、たとえ要支援・要介護状態になっても、状態をさらに悪化させないことは大変重要なことです。

高齢者自身が生活の中で、生きがいや目標を持ち、それに向けて持てる力を最大限に活かすことができるような支援が求められています。

④ 相談機能の強化・支援体制の充実

いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめとする身近な相談機関と、各福祉分野の相談支援機関、市民活動団体などが相互に関りを持ち、当事者の意思、自己決定権を尊重しながら、介護・医療、権利擁護、住まいなどについて、多機関・多職種が連携した包括的な相談支援体制を充実することが求められています。

5 計画策定のポイント

(1) 国の基本指針の概要

- ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

(2) 理想とする高齢社会像

『一人ひとりの想いに寄り添えるまち』

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるには、若い頃からの社会とのつながりを意識したフレイル予防を推進していくことが重要です。そして、福祉・介護・医療が連携して、できる限り自立した生活が継続できるよう支援するとともに、一人ひとりの思いに寄り添い、その人らしい暮らしを支えていくことが必要であり、そのための市民への*ACP（アドバンスケアプランニング）の普及啓発や多職種連携、多機関協働を進めていきます。

また、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、趣味の活動や地域活動などに主体的に参加することで、高齢者が地域のなかでいきいきと活躍する健康なまちを引き続きめざしていきます。

※ 人生の最終段階において、本人の希望や価値観を尊重し、本人の意思に沿った、本人にとって最善の医療・ケアを実現するための話し合いのプロセス

(3) 介護保険料の見込み

第8期計画では、超高齢社会の進展に伴う要介護・要支援認定者数及び介護サービス利用者の伸びなどにより、保険給付費等の増加が見込まれ、また、第7期計画においては介護保険事業運営基金を活用して保険料を据え置くことができましたが、第8期では同基金の有効活用が困難なため、保険料額の引き上げを行わざるを得ない状況となっています。

最終的には、介護報酬改定の状況や基金の活用等を踏まえて令和3年度予算案とともに公表していきます。

	第7期計画	第8期計画
被保険者数(3ヵ年)	32万1千人	33万3千人
保険給付費等(3ヵ年)	838億5千万円	937億5千万円
保険料額(基準月額)	藤沢市 4,700円	5,600円程度(見込)
第7期保険料基準月額	国平均 5,869円	県平均 5,737円

6 これまでの経過と今後の予定

(令和元年度)	
5月	在宅介護実態調査
11月	高齢者の保健・福祉に関する調査
1月	介護保険サービス利用状況調査
2月	介護保険サービス事業者調査
(令和2年度)	
6月	第1回 計画策定委員会
8月	第2回 計画策定委員会
10月	第3回 計画策定委員会
11月	パブリックコメント(11/25~12/24)
12月	市議会定例会 中間報告
2月	第4回 計画策定委員会 市議会定例会 最終報告
3月	計画の策定

7 計画(素案)

資料2 参照

以 上

(事務担当 福祉健康部地域包括ケアシステム推進室・介護保険課)